

単位高齢者クラブ 高齢者活動事務交付金の手引

(令和 6 年度実績報告・令和 7 年度交付申請)

豊田市 生涯活躍部 市民活躍支援課

目次

1 高齢者活動事務交付金について

- (1) 交付対象活動————— p 1
- (2) 交付金額————— p 1～2
- (3) 交付の条件————— p 2
- (4) 交付の流れ————— p 3
- (5) 交付に係る書類————— p 3～4
- (6) その他（書類作成の留意事項ほか）————— p 4

2 記入例

令和6年度実績報告に関する書類

- 記入例1 豊田市高齢者活動事務交付金実績報告書———— p 5～6

令和7年度交付申請に関する書類

- 記入例2 豊田市高齢者活動事務交付金申請書（状況報告書）— p 7～8
- 見本 会則————— p 9
- 記入例3 役員名簿————— p 10
- 記入例4 請求書————— p 11

令和7年度憩の家の変更や廃止に関する書類

- 記入例5 豊田市高齢者憩の家設置届出書・承諾書 ——— p 12～13

3 参考資料

- 参考1 交付金算定積算書————— p 14
- 参考2 会員数割交付金積算————— p 15

4 憩の家管理運営費（備品）補助金

- (1) 補助額————— p 16
- (2) 補助対象備品————— p 16
- (3) 補助金交付の流れ————— p 17

1 高齢者活動事務交付金について

高齢者クラブに所属する方による自主的な社会貢献的活動等を助成することにより、当該活動を促進するとともに、地域の担い手となる高齢者を育成し、もって共働のまちづくりの推進を図ることを目的とし交付されるものです。

(1) 交付対象活動

社会貢献的活動として高齢者クラブが行う以下の活動

- ①地域の環境美化に関する活動
- ②防災、防犯及び交通安全に関する活動
- ③世代間交流、次世代への伝承等に関する活動
- ④友愛奉仕活動等の地域福祉に関する活動
- ⑤自治区等と協力して取り組む地域課題解決のための活動
- ⑥高齢者の生活を豊かにするスポーツ活動、学習活動等
- ⑦市の行政に協力する活動
- ⑧その他市長が交付対象と認める活動

(2) 交付金額

年度当初の高齢者クラブ会員数等の状況を基に交付金を算定します。交付額は下表を合算した金額です。

交付申請額は、交付金積算書（手引書 14 ページ）により計算してください。

定額交付金	1 高齢者クラブ当たり 34,000円
会員数割交付金	会員数によって金額が異なります。 ※35人未満のクラブには交付されません。 詳細は手引書 15 ページの参考 2 をご確認ください。
委員等活動費 ※委員等の詳細は、 P2 をご参照ください。	交通安全アドバイザーの選任（必須） 7,000円 + (30円 × 会員数)
	友愛活動リーダーの選任がある場合 7,000円 + (30円 × 会員数)
憩の家運営費	憩の家を開設している場合、1施設当たり 週3回以上（年144回以上）開所 104,000円 週2回（年96回以上）開所 65,000円
新規設立支援費	1年間以上高齢者クラブがない地域において、新規設立した場合の加算額（同一地域の加算は1度に限り） 30,000円

※当該交付金以外に、憩の家管理運営費（備品）補助金があります。

詳細は、P16～17 をご参照ください。

委員等の詳細について

① 交通安全アドバイザー

- ・地域の交通安全意識向上を図るため、街頭啓発活動や学習活動など、地域における交通安全を推進するリーダーです。
- ・各高齢者クラブで（代表者1名）を選任して、報告してください。

【主な活動内容】

○依頼活動

豊田市交通安全学習センター、豊田市交通安全市民会議事務局から以下の活動への参加依頼がありますので、ご対応ください。

内 容	時 期	問合せ先
研修会	年1回（6～7月）	豊田市交通安全学習センター TEL：88－5055
高齢者交通事故現場移動講習会	年1回（10～11月）	
市民運動及び交通事故死ゼロの日などの全市的な活動	年4回 （春・夏・秋・年末）	豊田市交通安全市民会議事務局 （豊田市役所交通安全防犯課内） TEL：34－6633

○その他活動

以下の内容など、可能な範囲で、活動を行ってください。

- ・交通安全研修会の企画や交通安全学習機会の設定
- ・交通死亡事故多発時等の啓発活動への参加
- ・その他、高齢者クラブ独自の活動

② 友愛活動リーダー（任意）

地域での福祉の向上を図るために、友愛訪問や声かけ運動などを積極的に行い、地域における友愛活動を推進していただく方です。

【主な活動内容】

以下の内容など、活動を行ってください。

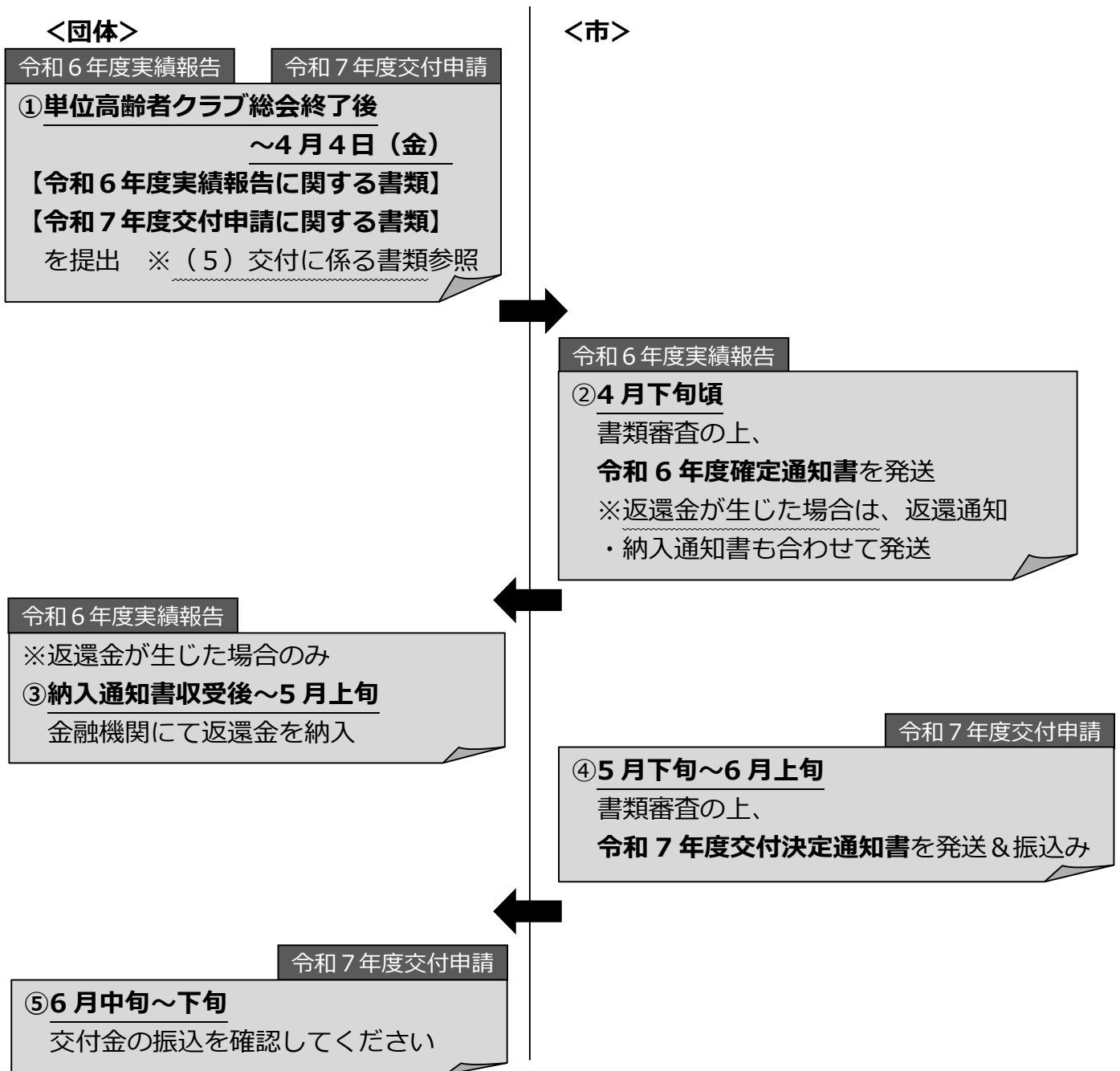
- ・各クラブ、市高連、市で行う友愛訪問の実施や介護施設への慰問等
- ・その他、地域での友愛活動の推進に必要な事業

（3）交付の条件

交付金を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 規約を定めていること。② 会計処理が明らかにされていること。民主的な運営を行っていること。③ 地域社会とつながりを持った活動を行っていること。④ 自治区等の地域の組織と連携した活動を行っていること。 |
|--|

(4) 交付の流れ



(5) 交付に係る書類

交付金を受けるためには、令和6年度実績報告と令和7年度交付申請を行う必要があります。
手続きに必要な書類は以下のとおりです。

【令和6年度実績報告に関する書類】

- ・ 豊田市高齢者クラブ交付金実績報告書
- ・ 事業報告書（総会資料でも可）
- ・ 決算報告書（総会資料でも可）

【令和7年度交付申請に関する書類】

- ・ 豊田市度高齢者クラブ交付金申請書（状況報告書）
- ・ 事業計画書（総会資料でも可）
- ・ 予算書（総会資料でも可）
- ・ 団体会則（総会資料でも可）
- ・ 役員名簿（総会資料でも可）
＞ 氏名、役職名、住所及び生年月日の分かるもの
- ・ 会員名簿（総会資料でも可）
- ・ 請求書

【令和7年度高齢者憩の家に関する書類（新規・変更・廃止）】

- ・ 憩の家設置届出書 ⇒ **新たに設置・変更・廃止があった場合**
- ・ 承諾書 ⇒ **新たに設置・変更があった場合**

（6）その他

①書類作成の留意事項

●記入方法について

- ・ 紙で提出する場合、**ボールペン**で記入（鉛筆、消せるインク等は不可）
- ・ 訂正する際は、——（2重線）で取り消し（修正液・テープは不可）

●総会資料の提出について

- ・ **令和6年度「事業報告書」・「決算報告書」、令和7年度「事業計画書」・「予算書」**の提出について、総会資料内で掲載がある場合は、**総会資料の提出でも可**とします。
- ・ **決算報告書の収入の部の“市交付金額”**については、**年度初めに市から振り込まれた交付金額**を記入してください。
- ・ 総会で決議がとれた資料を御提出ください。“案”の資料は受付できません。**2重線を引く**などでご対応ください。（例：令和●年度事業計画（案））
- ・ 総会資料は1クラブごとに作成して下さい。複数のクラブで共有することはできません。
- ・ 決算状況を確認し、**憩の家開所回数が必要開所回数に満たない場合や、交通安全アドバイザー・友愛活動リーダーの選任状況が申請内容と異なる場合は交付金を返還していただきます。**

●会員名簿について

- ・ 会員名簿は、現在各単位クラブで作成しているもので構いません。
- ・ 受付時に、会員数の確認に使用するため、通し番号を付けてください。

③ 会計管理

交付金にかかわる書類・帳簿は、収支状況を明確にしておくとともに、事業完了後5年間保管してください。

④ 個人情報の取扱い

高齢者クラブ状況報告書等に記載された個人情報については、慎重に取り扱い、市及び市の関係機関（豊田市高齢者クラブ連合会、社会福祉協議会等）以外では使用しません。ただし、公共的な機関等（警察等）から正当な目的に使用するために依頼があった場合は情報を提供する場合があります。

2 記入例

記入例 1

日付は4月1日としてください

様式第3号（第10条）

令和 7 年 4 月 1 日

豊田市長 様

（報告者）※枠内におさまるようにご記入ください。

高齢者クラブ名	豊田いきいきクラブ		
フリガナ	トヨタ タロウ		
令和6年度会長名	豊田 太郎		
住 所	(〒471 - 8501)		
	(町字番地) 豊田市西町3-60		
	(アパート名等)		
電話番号	0565	(34)	6660

令和6年度の
会長情報を記入してください

令和6年度豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）実績報告書

令和6年5月31日付け豊市活発第418号で交付決定のありました、豊田市高齢者活動事務交付金に係る高齢者クラブの活動を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第10条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

① 交通安全アドバイザー

概要を記入

【主な活動内容】

- ・交通安全学習センターの研修会への参加
- ・交通安全学習講座の実施
- ・地域の危険箇所の点検活動

どちらかに○を打ってください。
※令和6年度の交付金申請時の内容

② 友愛活動リーダー

選任の有無

あ り ・ な し

【主な活動内容】

- ・介護施設への訪問及び入居者との交流
- ・独居老人宅を訪問し、安否を確認

ありの場合は概要を記入

どちらかに○を打ってください。
※令和6年度の交付金申請時の内容

③ 憩の家

設置の有無	あ ☒ り ・ な し
開所回数 (※令和6年度申請時の内容)	週 3 回以上開所 ☒ ・ 週 2 回開所 (年144回以上) (年96回以上144回未満)
【主な活動内容】 ・ 談話会（随時開催 月・水・0のつく日） ・ カラオケ（週2回 水・金曜日） ・ 囲碁・将棋（週1回 月曜日） ・ 手芸（0のつく日）	

どちらかに○を打ってください。
※令和6年度の交付金申請時の内容

ありの場合は概要を記入

憩の家活動実績

各月の実績を記入

予定回数を下回る場合は理由を記載

月	延べ開所回数 (回)	延べ参加人数 (人)	備 考
4 月	12	103	
5 月	16	32	
6 月	18	42	
7 月	13	66	
8 月	20	253	
9 月	14	78	
10月	15	85	
11月	17	115	
12月	12	98	
1 月	15	88	
2 月	14	75	
3 月	15	96	
合 計	181	1131	

【必要開所回数】

週3回以上開所：月12回／年144回以上

週2回開所：月8回／年96回以上144回未満

※1日のうち、昼休憩を挟んで、午前と午後ともに開所した場合は、2回開所したことにできます。

※延べ開所回数が、必要開所回数に満たない場合は、返還金が生じます。

豊田市長 様

（申請者） ※枠内におさまるようにご記入ください。

高齢者クラブ名	豊田いきいきクラブ
フリガナ	トヨタ ジロウ
会長名	豊田 次郎
住 所	（〒471 - 8501 ）
	（町字番地）豊田市西町 3-60
	（アパート名等）
電話番号	0565 （ 34 ） 6660

令和7年度の会長情報を記入

令和7年度豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）
申請書（状況報告書）

高齢者活動事務交付金の交付を受けたいので、豊田市補助金等交付規則第4条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日現在の高齢者クラブの状況を報告し、これを基に算出される交付金を申請します。

令和7年4月1日現在の
会員数を記入してください

会 員 数

（令和7年4月1日現在）

	男性	女性	合計
59歳以下	2人	1人	3人
60～64歳	5人	3人	8人
65～69歳	8人	5人	13人
70～74歳	7人	12人	19人
75～79歳	4人	6人	10人
80～84歳	6人	7人	13人
85～89歳	2人	3人	5人
90歳以上	1人	0人	1人
合計	35人	37人	72人

交付金の算定の基礎となります。

① 交通安全アドバイザー

フリガナ	トヨタ サブロー
氏 名	豊田 三郎
住 所	(〒471 - 8501) 豊田市西町 3-60
電話番号	0565 (34) 6660

② 友愛活動リーダー

どちらかに○を打ってください

選任の有無	☒ あ り ・ ☐ な し
-------	--

③ 憩の家

どちらかに○を打ってください

設置の有無	☒ あ り ・ ☐ な し
開所回数 (※設置の場合記入)	☒ 週 3 回以上開所 (年144回以上) ・ ☐ 週 2 回開所 (年96回以上144回未満)
憩の家の名称 (※設置の場合記入)	豊田いきいき 憩の家

開設する場合に記入

設置する場合は
どちらかに○を打ってください

添付書類

- 1 令和7年度事業計画書（総会資料でも可）
- 2 令和7年度予算書（総会資料でも可）
- 3 団体会則（総会資料でも可）
- 4 令和7年度役員名簿（総会資料でも可）
※氏名、役職名、住所及び生年月日の分かるもの
- 5 令和7年度会員名簿（総会資料でも可）
- 6 請求書
- 7 高齢者憩の家設置届出書
※新たに設置・変更・廃止した場合に提出

〇〇クラブ 会則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な活動を通じ、地域社会の一員として、豊かな長寿社会の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、〇〇クラブと称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、主に〇〇地域（区）内に居住する60歳以上の者で構成する。ただし、60歳未満の者の入会を妨げない。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ○名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 監事 ○名
- (5) 理事 ○名

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

4 会計は、本会の会計を処理する。

5 監事は、本会の会計及び事業を監査し総会で報告する。

6 理事は、本会の会務の審議と運営にあたる。

(会 議)

第6条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改 正)

第8条 この会則の改正は、役員会で決議し、総会の承認を得なければならない。

(付 則)

この会則は、令和△年4月1日より施行する。

令和7年度 役員名簿 (豊田いきいきクラブ)

役 職	氏 名	住 所	生年月日
会長	豊田 太郎	豊田市西町3—60	昭和23年4月4日
副会長	拳母 花子	豊田市昭和町2—46	昭和24年5月5日
会計	元城 次郎	豊田喜多町6—61—1	昭和25年6月6日

記入例3

請 求 書

記入例 4

豊田市長 様

合計

枚

請求日は空欄

区分 A B C

番号

-

-

(課 扱)

年

月

日

課コード

金 額

¥ 2 0 4 3 2 0 円

下記口座へ振込ください。

金融機関名 (支店名まで記入してください)

あいち豊田 銀行

本店

支店

支所

事業名

※金額の訂正する場合は、新たに請求書を書き直してください

令和7年度 高齢者活動事務交付金

令和7年度の会長情報

上記の通り請求いたします。

郵便番号 4 7 1 - 〇〇〇〇 (電話 3 4 - 〇〇〇〇)

住 所 豊田市西町 3 - 6 0

クラブ名 豊田いきいきクラブ

氏 名 会長 豊田 次郎

口座番号

普通 No. 0 1 4 3 0 2 0

口座名 (名義人) ※フリガナをつけてください

トヨタイキイキクラブ
カイチヨウ トヨタ ジロウ

豊田いきいきクラブ
会長 豊田 次郎

連絡事項

請求書を提出してからお金が振込まれる

までは名義変更しないでください。(6月上旬頃を予定)

連絡先 : 34-〇〇〇〇

担当者 : 豊田

請求書に関する問合せ先 (連絡先、担当者) を記入してください。

		店舗番号 6582-013 口座番号 0143020		豊田いきいきクラブ																									
お客様番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 おなまえ トヨタイキイキクラブ カイチヨウ トヨタ ジロウ		会長 豊田 次郎		普通貯金通帳																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">白</th> <th colspan="2">動</th> <th colspan="2">支</th> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>電 気</td> <td>ガ ス</td> <td>水 道</td> <td>NH K</td> <td>税 金</td> </tr> <tr> <td>レ ン</td> <td>信 用</td> <td>手 数</td> <td>料</td> <td>家 賃</td> <td>地 代</td> </tr> <tr> <td>ジ ャ</td> <td>シ ャ</td> <td>シ ャ</td> <td>シ ャ</td> <td>シ ャ</td> <td>シ ャ</td> </tr> </table> ●この貯金および通帳は返却または廃入されます		白		動		支		電 話	電 気	ガ ス	水 道	NH K	税 金	レ ン	信 用	手 数	料	家 賃	地 代	ジ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ	あいち豊田農業協同組合		この見開き面をコピー	
白		動		支																									
電 話	電 気	ガ ス	水 道	NH K	税 金																								
レ ン	信 用	手 数	料	家 賃	地 代																								
ジ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ	シ ャ																								
金融機関番号・店舗番号 6582-013		貯 金 種 類 普通 一般		口座番号 0143020																									
課税区分 マル優限度額 変 更 日 限 度 額		総 合 千円 年 月 日 千円		通帳発行日 17年 8月 25日 通帳発行回数 5回																									
S-R 本人・代理人 名ニジ		お取引店 あいち豊田農業協同組合 本店 電話番号 0565-31-9873 通帳発行店 本店																											
印紙税法 第5条 該当通帳		※この貯金のくわしい取扱方法は、別にお		※通帳のコピーを添付してください																									

記入例 5

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

①新たに設置、②変更、③廃止
があった場合は、届出書の提出
が必要です。

令和 7 年 4 月 1 日

豊田市長 様

令和 7 年度の会長情報

(〒 4 7 1 - 8 5 0 1)
(届出者) 住 所 豊田市西町 3 - 6 0

団 体 名 豊田いきいきクラブ

代表者名 豊田 太郎

電話番号 0 5 6 5 (3 4) 6 6 6 0

豊田市高齢者憩の家 設置届出書

次のとおり豊田市高齢者憩の家を、設置（☐新規 ☐変更 ☐廃止）しましたので、
豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき届け出
ます。

所属する自治区名	豊田 自治区
活 動 の 範 囲 (自治区と異なる場合)	
憩 の 家 の 名 称	豊田 憩の家
憩の家の設置場所	豊田市拳母町 2 丁目 1 - 1
設置施設の名称	豊田自治区会館
憩の家の利用面積	5 0 m ²

添付書類

- 1 建物所有者（管理者）の承諾書
※新たに設置・変更した場合に提出
- 2 その他市長が必要と認める書類

廃止の場合、承諾書の提出は不要です
が、必ず建物所有者（管理者）には、
廃止することを連絡してください。

承 諾 書

建物の所在地 豊田市拳母町 2 丁目 1 - 1

建物の名称 豊田自治区会館

上記の建物を、(豊田) 憩の家として利用することを承諾します。

令和 7 年 4 月 1 日

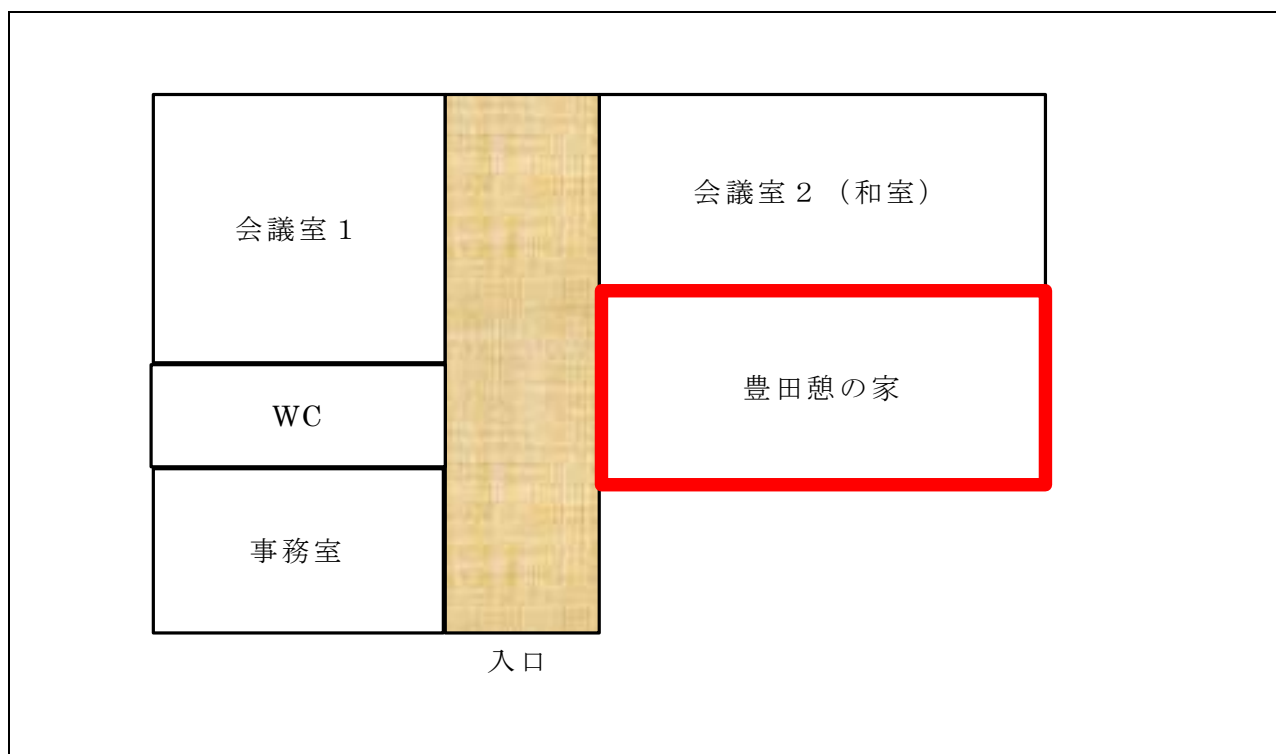
(豊田) 憩の家管理者 豊田 太郎

団体名 (豊田いきいきクラブ) 代表者名 (豊田 太郎 様)

建物所有者 (管理者) 住 所 豊田市拳母町 2 丁目 1 - 1

氏 名 拳母 花子

建 物 平 面 図



記入上の注意：建物平面図を図示、または貼付して、憩の家として利用する部分を太枠で囲んでください。

令和 7 年度高齢者活動事務交付金積算表

■ 定額交付金

① 34,000円

■ 会員数割交付金

裏面「会員数割交付金積算表」参照

② 円

■ 交通安全活動費

交通安全アドバイザーの選任（必須）

30円 × 人（会員数） + 7,000円 =

③ 円

■ 友愛活動費

友愛活動リーダーの選任がある場合

30円 × 人（会員数） + 7,000円 =

④ 円

■ 憩の家運営費（憩の家を開設する場合）

週3回以上（年144回以上）開所 104,000円

週2回（年96回以上）開所 65,000円

⑤ 円

■ 新規設立支援費（クラブを新規設立した場合）

30,000円

⑥ 円

交付金額

① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ = 円

※こちらの積算表は提出書類ではありません。交付金額の算定にご活用ください。

会員数割交付金積算表

会員数	加算額	会員数	加算額	会員数	加算額	会員数	加算額	会員数	加算額
0 ～ 34 人	0円	100 ～ 104 人	35,000円	200 ～ 204 人	85,000円	300 ～ 304 人	135,000円	400 ～ 404 人	185,000円
		105 ～ 109 人	37,500円	205 ～ 209 人	87,500円	305 ～ 309 人	137,500円	405 ～ 409 人	187,500円
		110 ～ 114 人	40,000円	210 ～ 214 人	90,000円	310 ～ 314 人	140,000円	410 ～ 414 人	190,000円
		115 ～ 119 人	42,500円	215 ～ 219 人	92,500円	315 ～ 319 人	142,500円	415 ～ 419 人	192,500円
		120 ～ 124 人	45,000円	220 ～ 224 人	95,000円	320 ～ 324 人	145,000円	420 ～ 424 人	195,000円
		125 ～ 129 人	47,500円	225 ～ 229 人	97,500円	325 ～ 329 人	147,500円	425 ～ 429 人	197,500円
		130 ～ 134 人	50,000円	230 ～ 234 人	100,000円	330 ～ 334 人	150,000円	430 ～ 434 人	200,000円
		135 ～ 139 人	52,500円	235 ～ 239 人	102,500円	335 ～ 339 人	152,500円	435 ～ 439 人	202,500円
		140 ～ 144 人	55,000円	240 ～ 244 人	105,000円	340 ～ 344 人	155,000円	440 ～ 444 人	205,000円
		145 ～ 149 人	57,500円	245 ～ 249 人	107,500円	345 ～ 349 人	157,500円	445 ～ 449 人	207,500円
35 ～ 39 人	2,500円	150 ～ 154 人	60,000円	250 ～ 254 人	110,000円	350 ～ 354 人	160,000円	450 ～ 454 人	210,000円
40 ～ 44 人	5,000円	155 ～ 159 人	62,500円	255 ～ 259 人	112,500円	355 ～ 359 人	162,500円	455 ～ 459 人	212,500円
45 ～ 49 人	7,500円	160 ～ 164 人	65,000円	260 ～ 264 人	115,000円	360 ～ 364 人	165,000円	460 ～ 464 人	215,000円
50 ～ 54 人	10,000円	165 ～ 169 人	67,500円	265 ～ 269 人	117,500円	365 ～ 369 人	167,500円	465 ～ 469 人	217,500円
55 ～ 59 人	12,500円	170 ～ 174 人	70,000円	270 ～ 274 人	120,000円	370 ～ 374 人	170,000円	470 ～ 474 人	220,000円
60 ～ 64 人	15,000円	175 ～ 179 人	72,500円	275 ～ 279 人	122,500円	375 ～ 379 人	172,500円	475 ～ 479 人	222,500円
65 ～ 69 人	17,500円	180 ～ 184 人	75,000円	280 ～ 284 人	125,000円	380 ～ 384 人	175,000円	480 ～ 484 人	225,000円
70 ～ 74 人	20,000円	185 ～ 189 人	77,500円	285 ～ 289 人	127,500円	385 ～ 389 人	177,500円	485 ～ 489 人	227,500円
75 ～ 79 人	22,500円	190 ～ 194 人	80,000円	290 ～ 294 人	130,000円	390 ～ 394 人	180,000円	490 ～ 494 人	230,000円
80 ～ 84 人	25,000円	195 ～ 199 人	82,500円	295 ～ 299 人	132,500円	395 ～ 399 人	182,500円	495 ～ 499 人	232,500円

4 憩の家管理運営費（備品）補助金について

（１）補助額

補助率：補助対象備品購入額の50%

補助限度額：年間10万円を上限

（２）補助対象備品

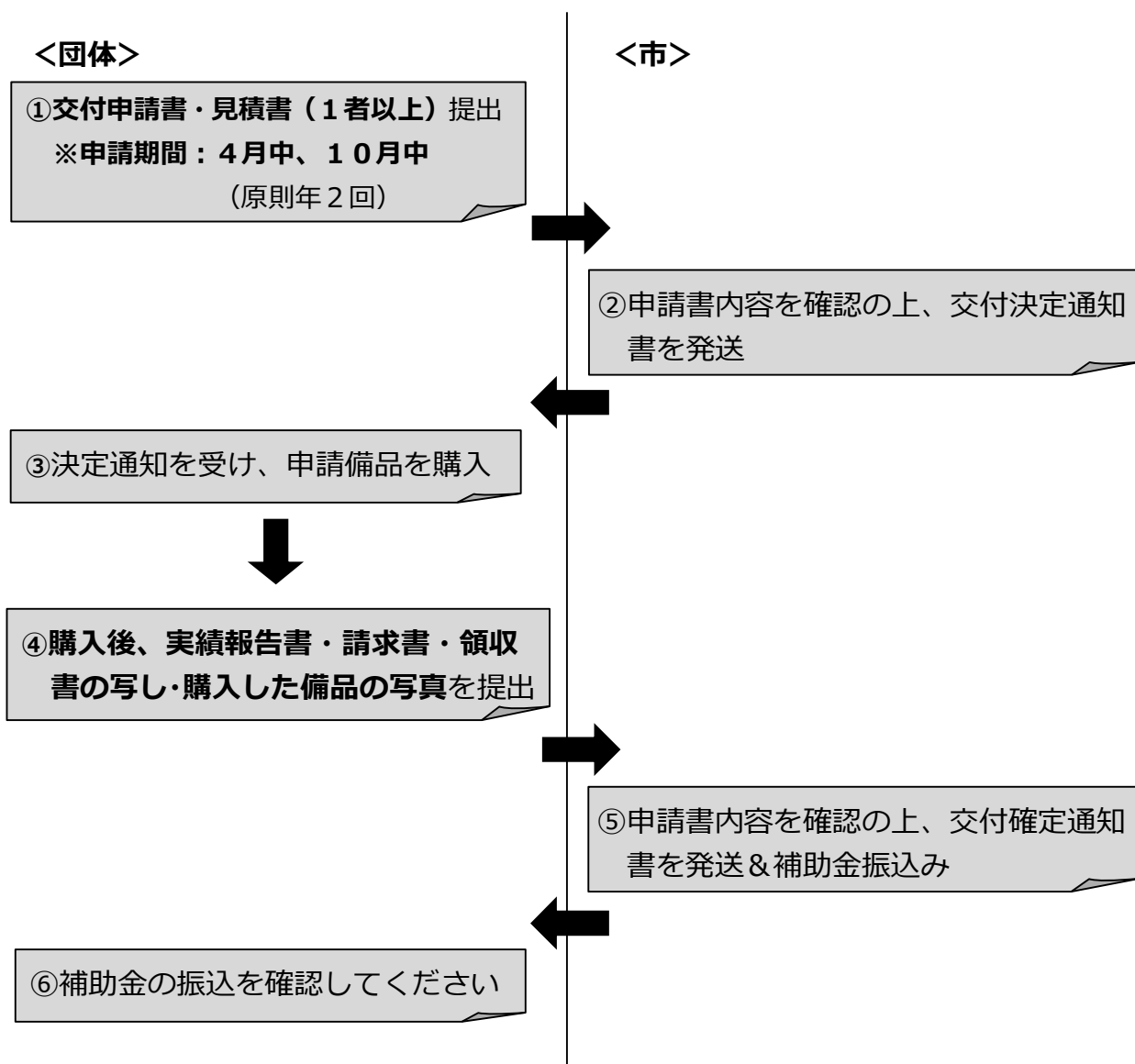
※下記9品目以外の購入の場合は補助金対象外となります。

- ① テレビ
- ② ビデオ（DVD）デッキ
- ③ 電気こたつ
- ④ 扇風機
- ⑤ ストーブ
- ⑥ 掃除機
- ⑦ 電気ポット
- ⑧ 食器棚
- ⑨ エアコン

（ 補 足 ）

- 1 取付工事が必要な備品については、取付工事費も含む。
- 2 自治区所有の施設を借用した憩の家で、地域集会施設整備事業補助金の対象となっているエアコンについては、補助対象外とする。
- 3 エアコンの設置に当たっては、借用している建物所有者の承諾書を添付。
- 4 こたつ布団やテレビチューナー等、周辺機器も本体購入時に限り対象とする。
- 5 備品の買い替えに伴う**処分費は対象外**。
- 6 見積書は内訳が分かるものを添付。
- 7 必要以上に豪華なものや不要と思われる周辺機器等については補助対象外と判断し、見積提出後に、同等品提案をする場合があります。

(3) 備品購入費の補助金交付の流れ



(4) 備品の管理について

- ・ 本補助金を受けて購入した備品は、台帳で適切に管理してください。
- ・ 購入した備品は、他に転用することがないようにしてください。
- ・ 管理状況の確認のため、市職員が現場確認および状況報告をお願いする場合があります。
- ・ 憩の家で使用している備品の修理・廃棄は、各憩の家の判断において適切な処理方法に従い行ってください。ただし、**本補助金を受けて購入した備品を廃棄される場合は、市民活躍支援課までご連絡ください。**
備品購入後、一定年数経過しなければ廃棄できません。
（耐用年数の例）テレビ：5年間、エアコン：6年間 等

(問合せ・書類提出先)

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市役所 市民活躍支援課 市民活躍担当

TEL 34-6660 FAX 32-9779

E-mail : katsuyaku-shien@city.toyota.aichi.jp